

## 【11．地球社会の「平等・開発・平和」への貢献】

### 1．現行計画の達成状況・評価

#### <目標>

- 男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組の成果や経験を国内において積極的にいかす。
- 国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、地球社会へ積極的に貢献する。

#### (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

##### 【計画期間中に実施した主な施策】

- 女子差別撤廃条約に基づく国連女子差別撤廃委員会に日本の実施状況報告を提出。委員会において審査が行われ最終コメントが示された（内閣府等）
- 女子差別撤廃条約、最終コメント等についてホームページ、広報誌、報告会等を通じ一般へ広報、周知（内閣府等）
- 苦情処理・監視専門調査会において、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について、上記女子差別撤廃委員会の最終コメントへの各府省の取組の方向性、既に批准したILO条約の適切な実施及び未批准のILO条約についての批准の可能性等に関し調査検討を実施。平成16年7月の男女共同参画会議において、より積極的な方針の明確化、国際合意を踏まえた取組などを求める意見決定（内閣府、男女共同参画会議）

#### (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

##### 【計画期間中に実施した主な施策】

- 国連機関における関連会合への出席、国際機関基金等への協力を通じたジェンダー問題等に関する支援（外務省等）
- 政府開発援助（ODA）大綱の基本方針に男女共同参画の視点の重要性を盛り込む（外務省）
- 女性NGO関係者が国連総会第3委員会、婦人の地位委員会等に参加するなど、NGOと政府の連携及び女性の参画を促進（外務省）
- 国際機関で働く日本人女性職員の増強支援策（外務省）
- 苦情処理・監視専門調査会において、男女共同参画の視点に立った政府開発援助（ODA）の推進について調査審議を実施。平成16年4月の男女共同参画会議において、関係施策の一層の推進を図ることを求める意見決定（内閣府、男女共同参画会議）
- 上記決定を踏まえ、「ODAジェンダー担当官」の配置やWIID（途上国の女性支援）イニシアティブからGAD（ジェンダーと開発）イニシアティブへの改定を実施（外務省）

## 【主な政策効果】

### ● ジェンダー・W I D（途上国の女性支援）関連事業の実績 / 二国間（単位：百万円）

	12年度	13年度	14年度	15年度
2国間協力 計	124,809	49,537	81,056	65,071
技術協力	22,018 (14%)	22,319 (14%)	15,928 (11%)	14,528 (12%)
無償資金協力	37,730	21,963	42,146	35,271
一般プロジェクト（交換公文締結ベース）	35,746 (33%) 67件 (36%)	19,540 (18%) 45件 (27%)	39,782 (40%) 64件 (40%)	33,652 (41%) 67件 (44%)
草の根	1,984 (23%) 399件 (26%)	2,423 (24%) 451件 (26%)	2,364 (25%) 358件 (25%)	1,619 (14%) 222件 (16%)
有償資金協力（交換公文締結ベース/ 債務繰延分を除く）	65,006 (7%) 7件 (8%)	5,194 (1%) 1件 (2%)	22,909 (4%) 5件 (11%)	15,215 (3%) 2件 (5%)
NGO 事業補助金	54.9 (10%) 14件 (9%)	60.8 (12%) 12件 (9%)	54.5 (13%) 11件 (9%)	22.4 (9%) 6件 (9%)
日本 NGO 支援無償資金協力			18.6 (3%) 2件 (3%)	34.8 (5%) 3件 (5%)

注：実績額は、案件の一部に女性を対象として参加及び受益の確保を含むものを全額計上しているため、女性のみの支援額ではない）

資料出所：外務省調べ

### ● 国連・国際機関における男女別・クラス別日本人正規職員数

年	男性		女性	
	D以上	P	D以上	P
2005	43	281	17	301
2004	45	263	14	288
2003	39	253	12	253
2002	45	238	14	224
2001	41	229	13	198
2000	45	224	13	186

注：Pレベル：専門職以上、Dレベル：幹部職員

資料出所：外務省調べ

## < 評価と問題点 >

- 国際社会における男女共同参画の推進に関する取組について留意し、国内への取り入れについて努力は行われているが、国際合意の積極的遵守についての政府としての方針が徹底していないため、取組を進める必要がある。

- ODA大綱への男女共同参画の視点の重要性の明記やGADイニシアティブの発表など進展が見られる。また、ODAの具体的推進についても、無償資金協力等においてジェンダーの視点からの審査について取組を始めており、効果的にフォローアップすることが必要である。
- 以上のほか、男女共同参画会議意見決定(「男女共同参画の視点に立った政府開発援助(ODA)の推進について」(平成16年4月23日)、「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について」(平成16年7月28日))を踏まえて具体的取組を進める必要がある。

## 2. 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

### <目標>

#### 11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられている。

平成7年(1995年)の第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」は、女性の地位向上に当たり、平等・開発・平和の三つの目標が不可欠であり、一体として機能するものであることを改めて確認した。平成17年(2005年)に開催された「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)で採択された宣言においては、「行動綱領」及び平成12年(2000年)に開催された国連特別総会「女性2000年会議」の成果文書が再確認された。また、その実施状況の評価・見直しが行われた。

これらを踏まえ、国内のあらゆる分野・地域において、男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組の成果や経験をいかすための具体的な行動に努める。また、国際的には、世界の女性の地位向上に貢献するため、男女共同参画社会の実現に向けた国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国への協力等を通じ、地球社会の「平等・開発・平和」に積極的に貢献する。

### (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

#### 【施策の基本的方向】

近年は、政治、経済、文化等のあらゆる分野で情報化及びグローバル化が急速に進展し、国際社会の動向が直接・間接に我が国に影響を及ぼしていることから、国内における取組を行うに当たって、国際社会における取組の動向、成果及び経験を十分活用し、国際規範・基準の取り入れ・浸透を図ることが一層重要となっている。このため、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や、国連特別総会「女性2000年会議」において採択された「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を社

会一般に周知するとともに、積極的に国内に取り入れるよう努める。

#### 【具体的な取組】

- 女子差別撤廃条約の国内実施強化に努める。特に、2003年に国連女子差別撤廃委員会から勧告された間接差別については、雇用の分野について実効性のある対応を検討するとともに、他の分野についても何が間接差別に当たるかについて検討を行う。
- 上記勧告に対する政府としての対応を十分に検討した上で、同委員会に対し、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告を提出する（平成18年）。
- 権利侵害の被害者が女子差別撤廃委員会へ通報する個人通報制度を定める女子差別撤廃条約選択議定書の批准の可能性について早期に検討を行う。
- 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO条約第111号）について、差別全般を禁止する人権擁護のための法律の成立に努めるとともに、このような法律の成立後において早期に批准に向けての検討を図るなど、女性にかかわりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、批准に向けて積極的な対応を図る。
- 国際規範・基準の国内への更なる浸透を図るための効果的な広報を進める。特に、政策・方針決定者、法曹関係者、その他国民の幅広い層に対しての広報の方策を工夫しつつ進めるとともに、国際規範・基準の翻訳・普及を積極的に行い、これらに関する理解促進を図る。
- 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透に当たっては、知見を持つNGOの意見を聞きつつ、積極的連携を図る。

### （2）地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

#### 【施策の基本的方向】

ODAの実施については、国連を始めとする国際機関や先進諸国においてジェンダー主流化の観点からの援助を実施しているところである。我が国においても、男女共同参画社会基本法の基本理念並びにODA大綱（2003（平成15年））及びODA中期政策（2005（平成17年））に沿って、平成17年（2005年）の「北京+10」（第49回国連婦人の地位委員会）において発表した「GAD（ジェンダーと開発）イニシアティブ」に基づき、男女共同参画の視点に立って援助政策を策定すること等を通じ、開発途上国のすべての分野におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメントを目指す取組への支援を強化していく。また、国際協力に携わる者の「開発とジェンダー」に関する認識の向上を促進する。さらに、ODAの有効な実施・監視体制を整備するとともに、ODA政策及びその実施状況等について、国際機関及び国民に適時適切に説明責任を果たす。

ODA政策の立案及び実施に当たっては、女子差別撤廃条約等の基本的な国際条約・国際合意や開発途上国自身の開発戦略を十分に踏まえながら、参加型開発手法等の適切な方法を講じるなどして被援助国側の女性の参画が確保されるよう配慮し、個々の援助案件に男女共同参画の視点を盛り込むよう努める。また、このよう

なODA政策の立案・実施を通じて、国際的な女性の地位向上に積極的に寄与する。

国連を中心として展開される世界の女性の地位向上のための諸活動に対する積極的な協力、紛争地域等における平和の構築及び復興開発への女性の積極的な参画の促進、国際交流の推進等を進める。

なお、地球社会の「平等・開発・平和」の推進に当たっては、内外のNGOが重要な役割を果たしており、これらのNGOとの協力、連携を図りつつ取組を進める。

#### 【具体的な取組】

- 「GADイニシアティブ」に基づき、ODAのあらゆる段階においてジェンダーの視点を盛り込むよう努める。また、良い統治、人間の安全保障、軍縮、平和構築、民主化、情報通信技術の格差是正、といった新しい開発課題にもどのようにジェンダーの視点を取り込んでいくか検討し、その実現を図る。
- ジェンダーの視点を盛り込んだODA関連施策の推進のため、ODAにおけるジェンダー関連分野の割合に配慮する。
- 「GADイニシアティブ」推進に当たっては、具体的なガイドラインを市民参加の下で検討する。また、「GADイニシアティブ」の評価に当たっては、数値のみでなく、質の評価を行うことも重要である。
- 個々の援助案件の実施に当たっては、男女それぞれに及ぼす影響を把握し、男女共同参画に資するような案件内容にするように努める
- ジェンダー平等に資する援助案件の発掘及び実施に当たっては、開発途上国が互いの優れた開発経験や技術を学習し、共有することによって、開発を効果的に進めるための形態である「南南協力」も活用する。このため、開発途上国におけるジェンダー分野の専門家・研究機関・NGO等の知見も活用して、研修、人材交流、調査研究、その他援助関連事業を一層推進する。
- 開発途上国政府におけるジェンダー統計の整備・提供とジェンダー統計に係る体制づくりを支援する。具体的には、政府としてこれら開発途上国の政府統計機関、国内本部機構、実際の統計使用者、関連する国際機関等との連携をより強化する。
- 開発途上国における男女共同参画に関する国内本部機構の整備を支援する。
- ODAにおける各府省男女共同参画担当部署の明確化を図り、関係府省、援助実施機関、NGO等との連携を一層促進する。
- また、在外公館のODAジェンダー担当官並びに独立行政法人国際協力機構（JICA）及び国際協力銀行（JBIC）の在外事務所において、ジェンダーに関する情報を共有するとともに、ジェンダー問題に取り組む現地関係者（女性問題担当局、国際機関現地事務所、現地NGO等）との情報交換をより活発に行い、ODAにおけるジェンダー主流化のための現地体制を整備する。
- 国際協力に携わる者の「開発とジェンダー」に関する認識向上を促進するため、援助関連機関職員及び援助関係者に対し研修を実施する。研修の内容は国内外における議論も踏まえつつ改善する。
- 国連婦人の地位委員会（CSW）、経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD/DAC）等の国際会議において、男女共同参画を重視する我が国のODA政策を積極的に公表する。また様々な方法で国内外に我が国の男女共同参画を

- 重視するODA政策や取組の状況についてわかりやすい広報を行う。
- 国連開発計画（UNDP）日本WID基金の統合先のパートナーシップ基金においてジェンダー案件に資金が重点的に配分されるように努める。また、人間の安全保障基金等を通じた国連婦人開発基金（UNIFEM）への支援を推進する。
  - 紛争時や災害時において最も支援を必要とするのは女性や児童であることを考慮し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国連婦人開発基金（UNIFEM）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。
  - NGOの政府代表団への参加を継続する等、政府とNGOとの連携・協力を推進する。
  - ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、国際会議の日本政府代表などに、女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画できるように努める。
  - 平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進するとともに、女性を被害者の側面にとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決という場面においても女性の視点を政策決定の場に反映させること及び意思決定に女性が参画することが重要であること等が盛り込まれた国連安全保障理事会の1325号決議（2000年採択）の内容を踏まえつつ、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。